



鳥取県公報

平成 27 年 6 月 30 日 (火)
号外第 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例 (34) (長寿社会課) 3
	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (35) (子育て応援課) 27
	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例 (36) (〃) 28

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

指定通所介護事業者がその設備を利用して利用者を宿泊させる場合は知事に届出を要することとする等、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の基準を改める。

2 条例の概要

- (1) 指定通所介護事業者が、その設備を利用して利用者を宿泊させる場合は、知事に届け出なければならない。
- (2) 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る基準を廃止する等、所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費に対する助成対象を拡大する。

2 条例の概要

- (1) 医療費に対する補助金の交付の対象者の年齢を18歳（現行 15歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に引き上げる。
- (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、保育所等の職員配置基準を改める。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正
保育所に置く職員の基準については、准看護師は、保健師又は看護師と同じ扱いとする。
- (2) 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正
認定こども園に置く職員についても、(1)と同様とする。
- (3) 施行期日
施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第34号

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訪問看護は、訪問看護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(4) 訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(7) 通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその</p>	<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訪問看護は、訪問看護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものでなければならない。</p> <p>(4) 訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(7) 通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその</p>

居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

(8)～(14) 略

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第6条 略

2・3 略

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

別表 (第5条、第7条関係)

居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

(8)～(14) 略

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第6条 略

2・3 略

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1) 介護予防訪問介護は、訪問介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

(6) 介護予防通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略

別表 (第5条、第7条関係)

1 訪問介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。 3 略
訪問介護計画	1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、居宅サービス計画の内容に沿って、作成すること。 2 略
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を <u>居宅サービス計画</u> を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。 2～5 略
略	
事故等への対応	1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を <u>他の事業者</u> に提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。 2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び <u>指定居宅介護支援事業者</u> に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。

1 訪問介護又は介護予防訪問介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、指定居宅介護支援事業者又は <u>指定介護予防支援事業者</u> （以下「支援事業者」という。）への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。 3 略
訪問介護計画	1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、居宅サービス計画又は <u>介護予防サービス計画</u> （以下「サービス計画」という。）の内容に沿って、作成すること。 2 略
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を <u>サービス計画</u> を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。 2～5 略
略	
事故等への対応	1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を <u>支援事業者等</u> に提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。 2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び <u>支援事業者</u> に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。

3～6 略	
2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>看護師又は准看護師</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>看護師又は准看護師及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者とする</u>こと。</p>
設備	<p><u>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備える</u>こと。</p>
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>指定居宅介護支援事業者（指定介護予防サービス事業者にあつては、指定介護予防支援事業者。以下同じ。）</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画（指定介護予防サービス事業者にあつては、介護予防サービス計画。以下同じ。）</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～5 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定める</p>

3～6 略	
2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>看護職員（保健師を除く。以下この表において同じ。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>看護職員及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者とする</u>こと。</p>
設備	<p><u>1の表設備の項に掲げる基準を満たす</u>こと。</p>
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>支援事業者</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～5 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>

<p>事故等への対応</p>	<p>ところにより保存すること。</p> <p>1 <u>従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者へ提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</u></p> <p>2 <u>利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u></p> <p>3 <u>利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>4 <u>苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>5 <u>法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</u></p> <p>6 <u>国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</u></p>	<p>事故等への対応</p>	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
<p>3 訪問看護又は介護予防訪問看護</p>		<p>3 訪問看護又は介護予防訪問看護</p>	
<p>区分</p>	<p>基準</p>	<p>区分</p>	<p>基準</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>設備</p>	<p><u>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。</u></p>	<p>設備</p>	<p><u>1の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
<p>サービスの開始</p>	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、主治医及び指定居宅介護支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p>	<p>サービスの開始</p>	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、主治医及び支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p>

	<p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>サービスの内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(5) <u>事業の実施地域</u></p> <p>(6) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(7) <u>従業者の勤務体制</u></p> <p>(8) <u>その他サービスの選択に資する重要事項</u></p>		<p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、<u>1の表サービスの開始の項第3号</u>に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p>
訪問看護計画	<p>1 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえ、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>	訪問看護計画	<p>1 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえ、<u>サービス計画等</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 <u>サービスを提供したときは、提供したサービスの内容及び他規則で定める事項を居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</u></p> <p>2 <u>利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</u></p> <p>4 <u>利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスに要</u></p>	サービスの提供	<p><u>1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p><u>した交通費以外の費用を徴収しないこと。</u></p> <p>5 <u>利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p>		
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問看護計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問看護計画その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 <u>従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者へ提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</u></p> <p>2 <u>利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u></p> <p>3 <u>利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>4 <u>苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>5 <u>法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</u></p> <p>6 <u>国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</u></p>	<p>事故等への対応</p>	<p>1 <u>の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>指定居宅介護支援事業者</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>サービスの内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(5) <u>事業の実施地域</u></p> <p>(6) <u>従業者の勤務体制</u></p> <p>(7) <u>その他サービスの選択に資する重要事項</u></p>
訪問リハビリテーション計画	<p>1 医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)</p>

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>支援事業者</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、<u>1の表サービスの開始の項第3号((6)を除く。)</u>に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p>
訪問リハビリテーション計画	<p>1 医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、<u>サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>1の表サービスの開始の項第3</u></p>

	<p>から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p><u>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者へ提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</u></p> <p><u>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u></p> <p><u>3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p><u>4 苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p><u>5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</u></p> <p><u>6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</u></p>
5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導	

	<p>号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導	

区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>指定居宅介護支援事業者</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、<u>次に掲げる事項</u>を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>サービスの内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(5) <u>従業者の勤務体制</u></p> <p>(6) <u>その他サービスの選択に資する重要事項</u></p>	サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>支援事業者</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、<u>1の表サービスの開始の項第3号((5)及び(6)を除く。)</u>に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(4)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>	サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>1の表サービスの開始の項第3号(1)から(4)までに掲げる事項</u>その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところによ</p>

	定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。		り保存すること。
事故等への対応	<p>1 <u>従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報</u>を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者^に提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</p> <p>2 <u>利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合</u>は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者^に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 <u>利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため</u>に、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 <u>苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>5 <u>法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</u></p> <p>6 <u>国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</u></p>	事故等への対応	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
6 通所介護		6 通所介護又は介護予防通所介護	
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>看護師又は准看護師</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p>	従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>看護職員（保健師を除く。）</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p>
設備	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>前号ただし書の規定により事業の用に供する設備を利用して利用者を宿泊させる場合は、規則で定</u></p>	設備	<p>1～3 略</p>

	<u>めるところにより、知事に届け出ること。</u>		
サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、 <u>指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</u> 3 略	サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、 <u>支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</u> 3 略
通所介護計画	1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、 <u>居宅サービス計画</u> の内容に沿って、作成すること。 2 略	通所介護計画	1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、 <u>サービス計画</u> の内容に沿って、作成すること。 2 略
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を <u>居宅サービス計画</u> に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者 _に その情報を提供すること。 2～4 略 5 <u>設備の項第4号の規定により宿泊をさせる場合は、やむを得ない場合に限るとともに、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、次の事項について説明を行い、その同意を得ること。</u> <u>(1) 利用料その他の費用の額</u> <u>(2) 緊急時等における対応方法</u> <u>(3) その他規則で定める事項</u> 6 <u>前号(1)に定めるものを除き、事業の実施地域以外の地域からの送迎に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</u> 7 略 8 略	サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を <u>サービス計画</u> に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者 _に その情報を提供すること。 2～4 略 5 <u>利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスに要した送迎に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</u> 6 略 7 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所介護計画、サービスの提供の項第1号の記録、 <u>事故等への対応の項第2号及</u>	記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所介護計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備

	び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<p><u>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報</u>を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者<u>に提供</u>する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</p> <p><u>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者</u>に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p><u>3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため</u>に、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p><u>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p><u>5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</u></p> <p><u>6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</u></p>

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>理学療法士等、看護師若しくは准看護師又は介護職員</u></p> <p>2・3 略</p>
略	
サービスの	<u>1 正当な理由なくサービスの提供</u>

	し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u>

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員(保健師を除く。)</u>又は介護職員</p> <p>2・3 略</p>
略	
サービスの	<u>6の表サービスの開始の項に掲げ</u>

開始	<p><u>を拒まないこと。</u></p> <p>2 <u>利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u> (2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u> (3) <u>営業日及び営業時間</u> (4) <u>利用定員</u> (5) <u>サービスの内容及び利用料その他の費用の額</u> (6) <u>事業の実施地域</u> (7) <u>サービスの利用に当たっての留意事項</u> (8) <u>緊急時等における対応方法</u> (9) <u>非常災害対策</u> (10) <u>従業者の勤務体制</u> (11) <u>その他サービスの選択に資する重要事項</u></p>	開始	<p><u>る基準を満たすこと。</u></p>
通所リハビリテーション計画	<p>1 診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>	通所リハビリテーション計画	<p>1 診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、<u>サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2・3 略</p>	サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2・3 略</p>

	<p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 事業の実施地域以外の地域からの送迎に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>6・7 略</p>		<p>4 <u>6の表</u>サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により行う送迎に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>6・7 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 <u>従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</u></p> <p>2 <u>利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u></p> <p>3 <u>利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>4 <u>苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>5 <u>法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力</u></p>	事故等への対応	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

<p>すること。</p> <p>6 国民健康保険団体連合会が行う 法第176条第1項第3号の調査に 協力すること。</p>

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護職員、看護師又は准看護師</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 医師、生活相談員、介護職員、<u>看護師又は准看護師</u>及び調理員は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 略</p>
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、<u>指定居宅介護支援事業者</u>への連絡、<u>適当な他の事業者の紹介</u>その他の措置を講ずること。</p> <p>3 略</p>
短期入所生活介護計画	<p>1 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえ、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～8 略</p>
記録の作成	従業者、設備、備品及び会計に関

--

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>介護職員又は看護職員（保健師を除く。以下この表において同じ。）</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 医師、生活相談員、<u>介護職員又は看護職員</u>及び調理員は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 略</p>
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、<u>支援事業者</u>への連絡、<u>適当な他の事業者の紹介</u>その他の措置を講ずること。</p> <p>3 略</p>
短期入所生活介護計画	<p>1 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえ、<u>サービス計画</u>の内容に沿って作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～8 略</p>
記録の作成	従業者、設備、備品及び会計に関

及び保存	する諸記録、利用者ごとの短期入所生活介護計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録、 <u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u> その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<p>1 <u>従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者へ提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</u></p> <p>2 <u>利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u></p> <p>3 <u>利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>4 <u>苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>5 <u>法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</u></p> <p>6 <u>国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</u></p>

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>指定居宅介護支援</u></p>

及び保存	する諸記録、利用者ごとの短期入所生活介護計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u>

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>支援事業者への連</u></p>

	<p><u>事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</u></p> <p>3 略</p>		<p>絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 略</p>
短期入所療養介護計画	<p>1 利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境等に基づき、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って作成すること。</p> <p>2 略</p>	短期入所療養介護計画	<p>1 利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境等に基づき、<u>サービス計画</u>の内容に沿って作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～8 略</p>	サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～8 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの短期入所療養介護計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの短期入所療養介護計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p><u>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者に提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</u></p> <p><u>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u></p> <p><u>3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情</u></p>	事故等への対応	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

<p>を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p>6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</p>
--

--

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を特定施設ごとに置くこと。ただし、特定施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を指定居宅サービス事業者に委託するもの（以下「外部サービス利用型介護」という。）にあつては、(3)及び(5)に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>看護師又は准看護師</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 生活相談員、<u>看護師又は准看護師</u>及び計画作成担当者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 略</p>

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を特定施設ごとに置くこと。ただし、特定施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を指定居宅サービス事業者に委託するもの（以下「外部サービス利用型介護」という。）にあつては、(3)及び(5)に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>看護職員（保健師を除く。以下この表において同じ。）</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 生活相談員、<u>看護職員</u>及び計画作成担当者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 略</p>

略

略

記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの特定施設サービス計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
-----------	--

記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの特定施設サービス計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
-----------	--

事故等への	<p>1 <u>従業者又は従業者であった者</u></p>
-------	-------------------------------

事故等への	<p>1の表事故等への対応の項に掲げ</p>
-------	------------------------

対応	<p>が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報^を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者^に提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</p> <p>2 <u>利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者^に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u></p> <p>3 <u>利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>4 <u>苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>5 <u>法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</u></p> <p>6 <u>国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</u></p>
----	--

対応	<p><u>る基準を満たすこと。</u></p>
----	--------------------------

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用者^に対し適切なサービスを提供することが困難であると認め^た場合は、<u>指定居宅介護支援事業者^への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 略</p>
福祉用具貸与計画	<p>1 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用者^に対し適切なサービスを提供することが困難であると認め^た場合は、<u>支援事業者^への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 略</p>
福祉用具貸与計画	<p>1 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、<u>サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>

サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～5 略</p>	サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～5 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具貸与計画、サービスの提供の項第1号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具貸与計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 <u>従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者へ提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</u></p> <p>2 <u>利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u></p> <p>3 <u>利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>4 <u>苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>5 <u>法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</u></p> <p>6 <u>国民健康保険団体連合会が行う</u></p>	事故等への対応	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<u>法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</u>
12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売	
区分	基準
従業者の配置	<u>1 管理者及び福祉用具専門相談員を事業所ごとに置くこと。</u> <u>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする</u> <u>こと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りではない。</u>
略	
サービスの開始	<u>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</u> <u>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認め</u> <u>た場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずること。</u> <u>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</u> <u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u> <u>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</u> <u>(3) 営業日及び営業時間</u> <u>(4) サービスの提供方法、取り扱う福祉用具の種類及び利用料その他の費用の額</u> <u>(5) 事業の実施地域</u> <u>(6) 従業者の勤務体制</u> <u>(7) その他サービスの選択に資する重要事項</u>
福祉用具販売計画	<u>1 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</u> 2 略
サービスの	1・2 略

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売	
区分	基準
従業者の配置	<u>11の表従業者の配置の項に掲げる基準を満たすこと。</u>
略	
サービスの開始	<u>11の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。</u>
福祉用具販売計画	<u>1 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、<u>サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</u> 2 略
サービスの	1・2 略

提供	<p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>	提供	<p>3 <u>11の表</u>サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具販売計画、サービスの提供の項第1号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具販売計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p><u>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者提供する場合、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</u></p> <p><u>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u></p> <p><u>3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p><u>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p><u>5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</u></p> <p><u>6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</u></p>	事故等への対応	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有する同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）を行う指定介護予防サービス事業者については、改正前の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。

3 介護予防通所介護を行う指定介護予防サービス事業者は、事業の用に供する設備を利用して利用者を宿泊させる場合は、旧条例に定めるもののほか、改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例別表の6の表設備の項第4号及びサービスの提供の項第5号に掲げる基準を満たさなければならない。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） （1）～（5） 略 （6） <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある者	別表（第3条関係） （1）～（5） 略 （6） <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前													
附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 乳児4人以上が入所する保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> のうち1人を保育士とみなすことができる。 3・4 略 別表第4(第10条関係)		附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 乳児4人以上が入所する保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師 <u>又は看護師</u> のうち1人を保育士とみなすことができる。 3・4 略 別表第4(第10条関係)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td> <td>1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を置くよう努めること。 5 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を置くよう努めること。 5 略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td> <td>1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師<u>又は看護師</u>を置くよう努めること。 5 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 5 略	略			
項目	基準														
職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を置くよう努めること。 5 略														
略															
項目	基準														
職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 5 略														
略															

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例(平成26年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員配置</td> <td>1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を置くよう努めること。 3～7 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	要件	略		職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を置くよう努めること。 3～7 略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員配置</td> <td>1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師<u>又は看護師</u>を置くよう努めること。 3～7 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	要件	略		職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 3～7 略	略			
項目	要件																		
略																			
職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を置くよう努めること。 3～7 略																		
略																			
項目	要件																		
略																			
職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 3～7 略																		
略																			

別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
項目	基準	項目	基準
略		略	
職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を置くよう努めること。 3～5 略	職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 3～5 略
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。